

**チェック&バランス による
自律的解決の実現
—民間シンクネットからの対案提出—**

**2007年6月20日
日本医学会**

**現場からの医療改革推進協議会
医療事故ワーキンググループ
代表 上 昌広**

厚労省検討会での前田座長発言 6月8日

第3回「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」

「明らかかな過失は警察へ行くということで
そのタイミングとして気になるのは
刑事の証拠をキッチリ残していただけるか。」

前田座長がやはり強引に取りまとめる。

「届け出を義務化する。

刑事がしっかり噛む。

振り分けは医療が行う、

というところまではまとまったので

ここからは警察への通報のタイミングなど
突っ込んで組織に肉付けしていければと思う」

ロハス・メディカル発行人 川口恭氏の 検討会傍聴記録

元朝日新聞記者

**現場の医療者たちは第三者機関ができた後で
きちんと運用されると全く信じていない。**

なぜなら、立件しないという保証は
厚生労働省の検討会だけから出てくるはずもなく
厚生労働省が汗をかいて検察と調整する必要があるからだ。

福島県立大野病院事件のような
検察の凡ミスへの働きかけすらしない以上

第三者機関を作って

調査と処分の権限を一手に握った厚生労働省が

きちんと**正義を実現する保証など、どこにもない**ではないか。

検察へ働きかけられないのなら

第三者機関は厚生労働省の管轄外に置くべきである。

厚労省は刑事罰を念頭に制度設計

「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」

座長：前田 雅英 氏

- 刑法学者
- 実務・現場経験のない研究者
- 厳罰主義者

歴任

- ・ 日本刑法学会理事
- ・ 警察大学校特別捜査幹部研修所講師
- ・ 警察庁政策評価研究会委員長
- ・ 警察庁総合セキュリティ対策会議委員長
- ・ 警察庁「少年非行防止法制の在り方に関する研究会」座長

ウィキペディアから抜粋

少年法と入国管理の強化や**厳罰化**によって
治安を取り戻そうと主張

「日本の治安は再生できるか」前田雅英著

かつてはリベラル刑法学者として名を馳せたが
転向後は行政機関の委員を渡り歩いている。

はてなダイアリーから抜粋

厚労省への対案を書けない医療界

敬称略

厚生労働省

診療行為に関連した死亡に係る
死因究明等の在り方に関する検討会

座長：前田 雅英

鮎澤 純子
加藤 良夫
木下 勝之
楠本 万里子
児玉 安司
堺 秀人
高本 眞一
辻本 好子
豊田 郁子
樋口 範雄
南 砂
山口 徹
山本 和彦

日本医師会

医療事故責任問題検討委員会

委員長：樋口範雄

副委員長：奥平哲彦
頃安健司
川出敏裕
山室 惠
永井良三
北島政樹
中園一郎
可世木成明
石渡 勇
児玉安司
畔柳達雄
手塚一男

医師会の
委員長は
厚労省委員

意見陳情しかできない医療界

厚労省試案

平成19年3月

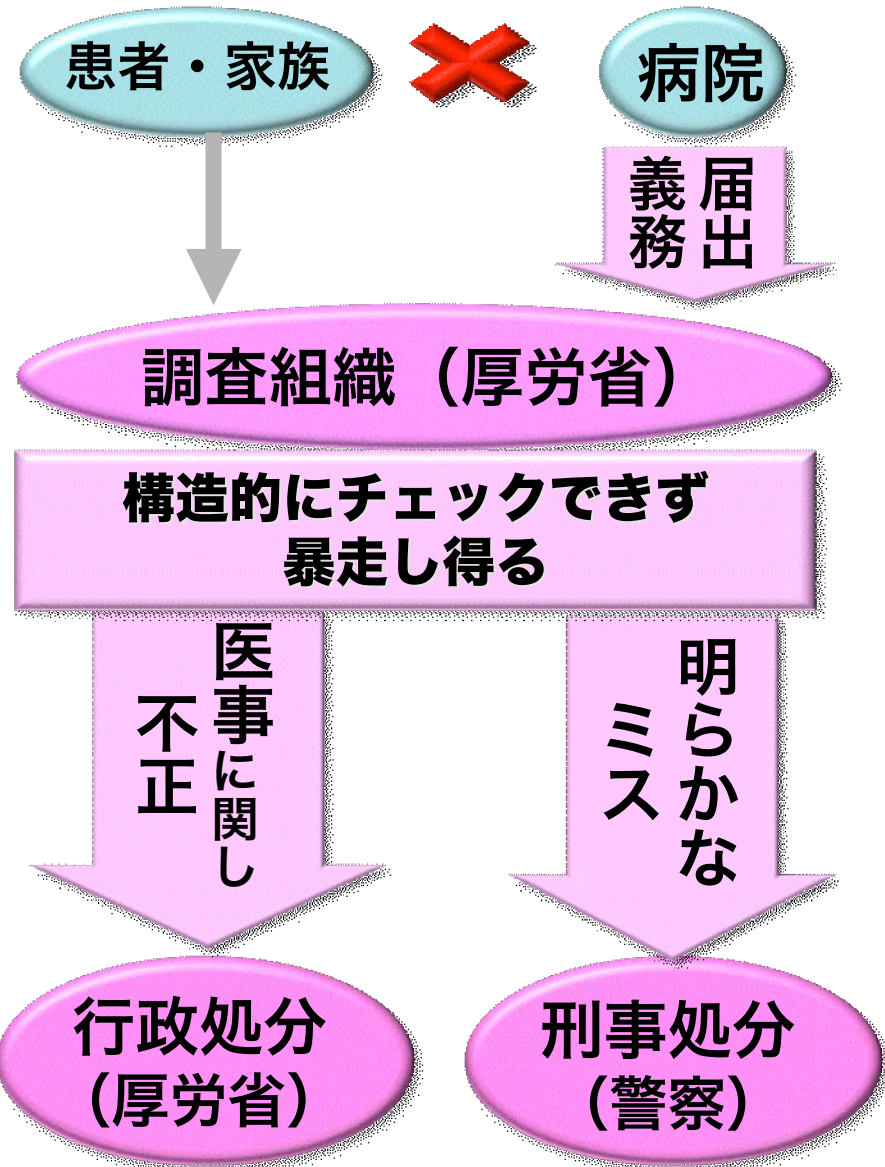
1. 策定の背景
2. 診療関連死の死因究明を行う組織について
3. 診療関連死の届出制度のあり方について
4. 調査組織における調査のあり方について
5. 再発防止のための更なる取組
6. 行政処分、民事紛争及び刑事手続きとの関係

日本医師会提言

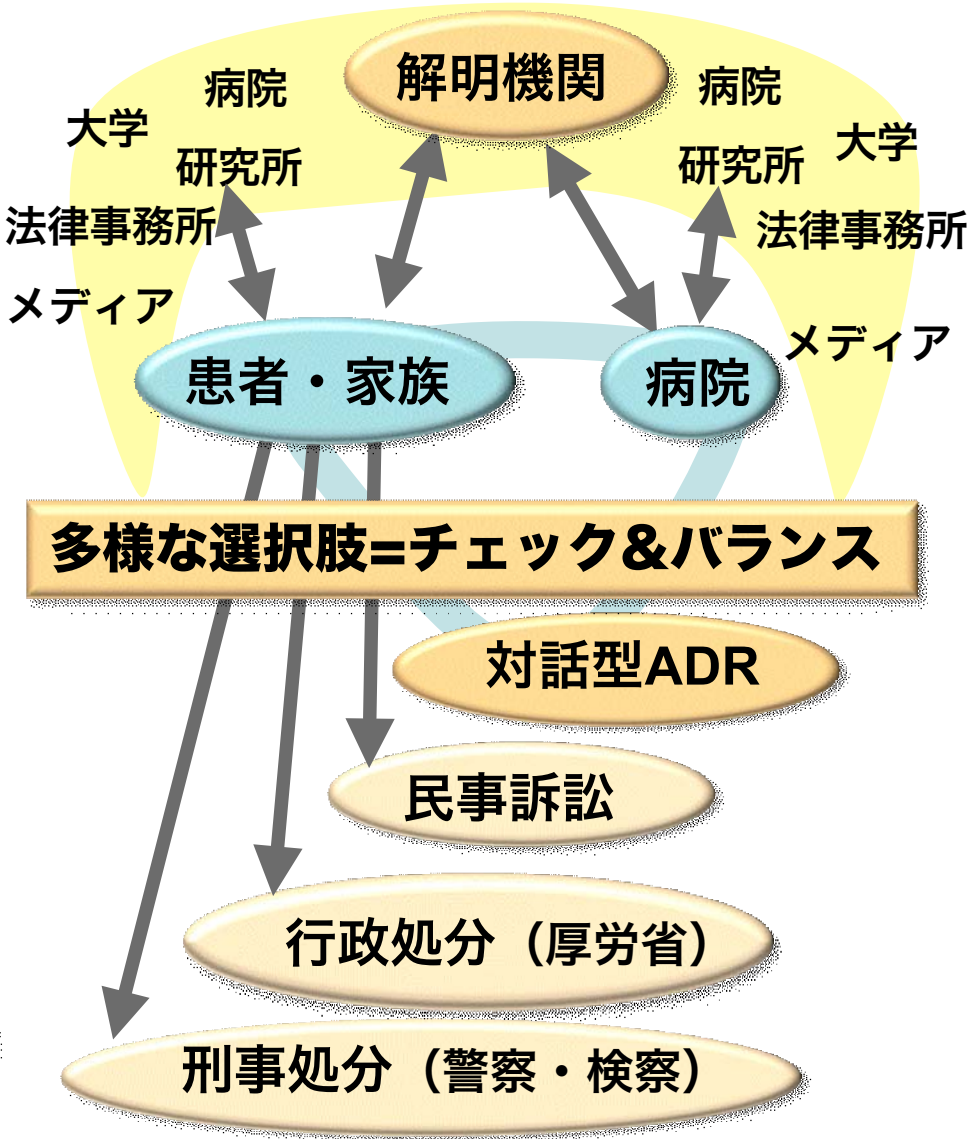
平成19年5月

- 提言Ⅰ 医師法21条の改正
「ただし、医療に関連する死亡の場合には、保健所への届出をもってこれに代えることができる。」
- 提言Ⅱ
今後とも謙抑的姿勢の伝統を堅持されることを強く要望する。
- 提言Ⅲ
保健所段階で死体検案書を発行できなかった事案について審査・評価する機構を設置する。

厚労省案 (6月8日検討会)

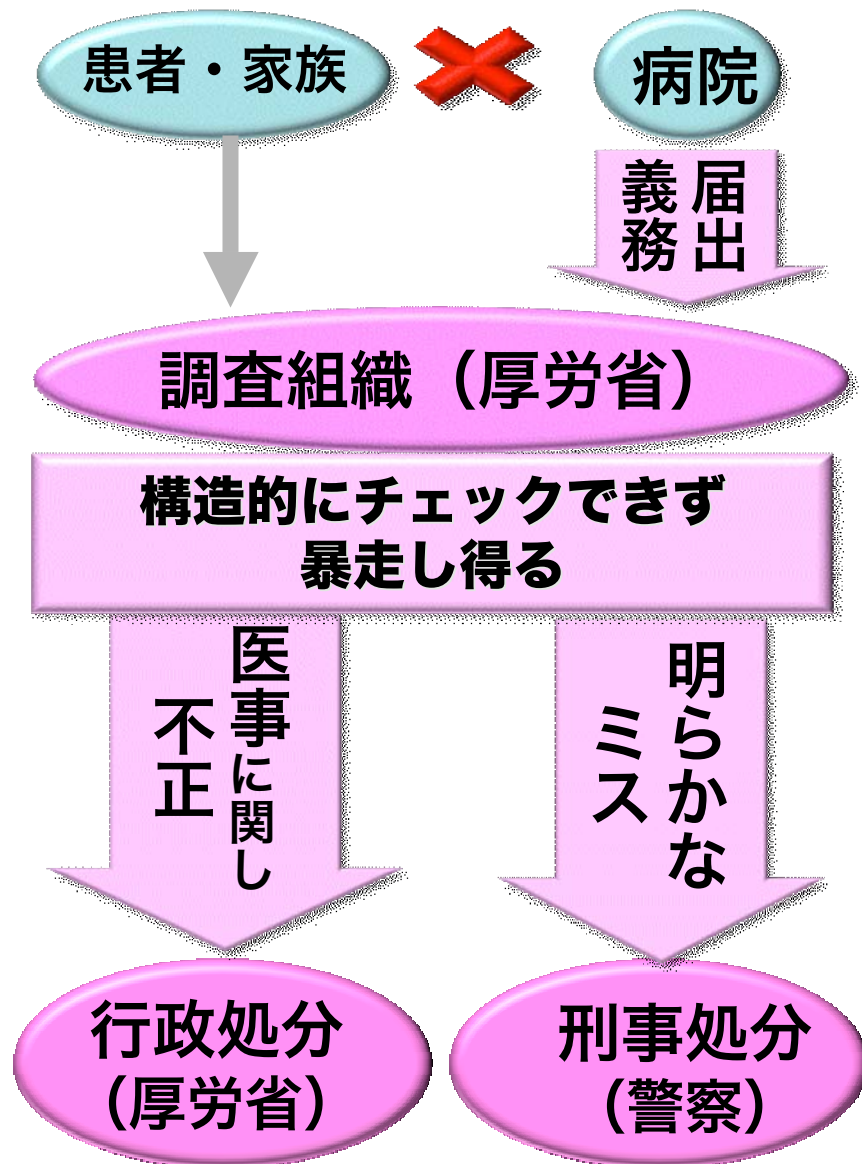


現場からの医療改革 推進協議会案



厚労省案

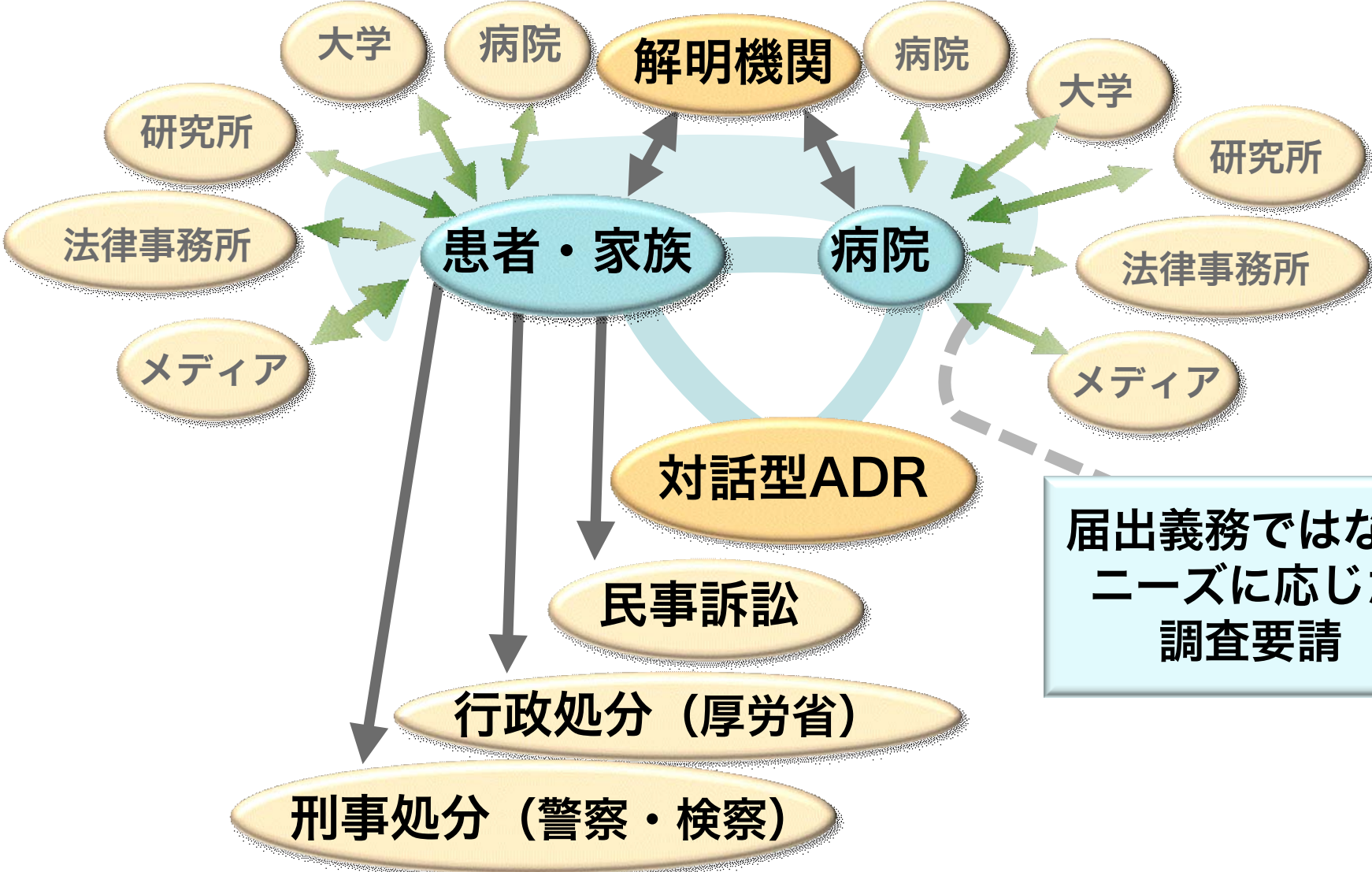
(6月8日検討会)



構造的にチェックがかからない

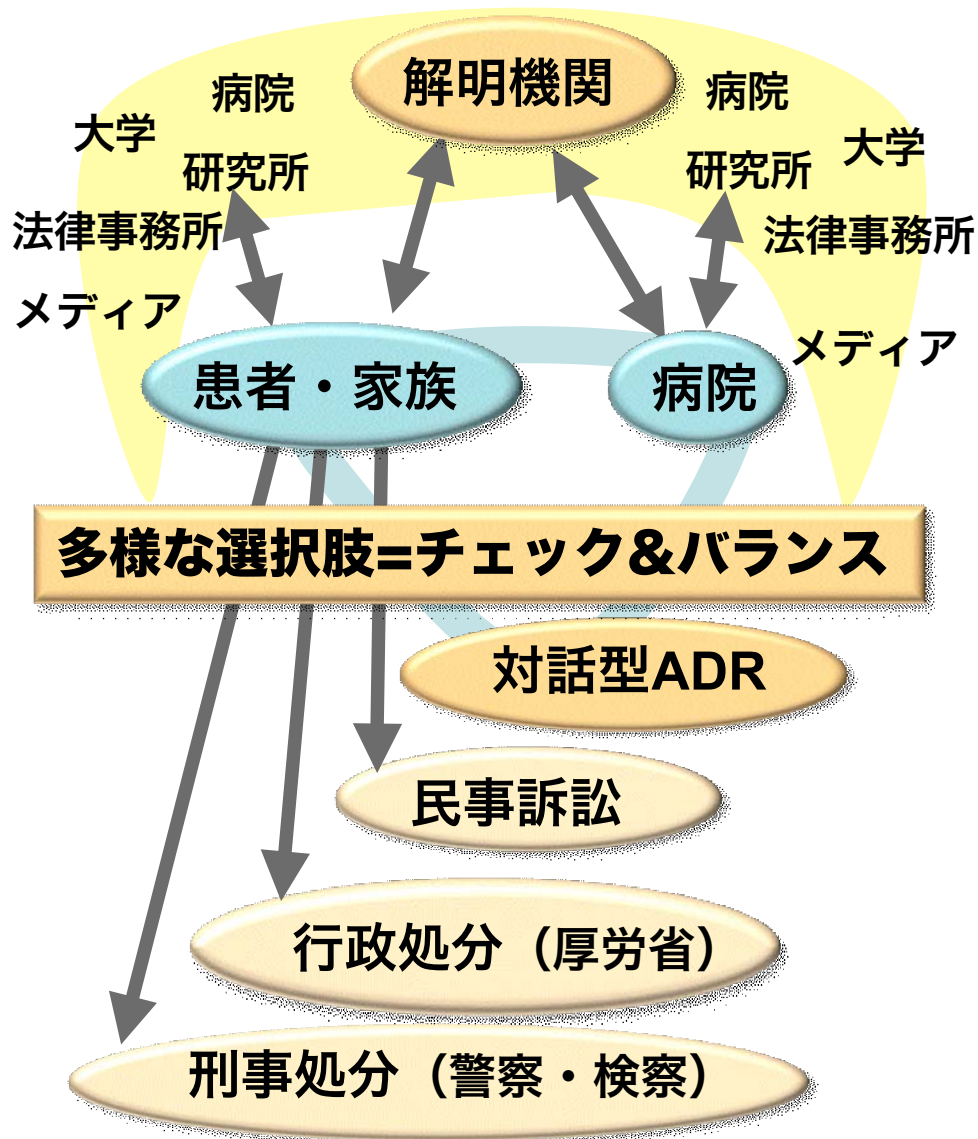
- 調査組織が唯一絶対の評価を権威づけ、専門家の意見を阻害
- 調査組織と行政処分者が同じため、評価が行政処分に直結
- **調査組織（公務員）は刑事事件報告漏れを恐れ、警察への届け出が増加する傾向に**
- **警察は公的組織からの届け出は捜査・送検せざるを得ない**
- 刑事処分の増加が予想される
→ 医療不信の増大 → 悪循環
- 患者・医療者の自律的ニーズに応えない
誰のための説明か
患者・医療者 or 行政？

現場からの医療改革 推進協議会案



届出義務ではなく
ニーズに応じた
調査要請

現場からの医療改革 推進協議会案



多様性と情報公開の徹底で チェック&バランスを実現

- 患者・家族・病院が主体的に解明の依頼先を選択
→ 当事者の自律的ニーズに応える多様な選択肢
- 解明機関への不服申立、他の専門家へ問い合わせ
→ 多様な意見
- 専門家が調査ノウハウをもち、互いにチェック
- 結果を患者・家族・病院にフィードバック
- 患者は民事・行政・司法へも訴え可能
- 患者の医学的・法的サポートが可能

医師法21条の考え方

本質は「届出」ではなく
「業務上過失致死罪」

- ・ 21条違反単独で刑事訴追された例はない
- ・ 業務上過失致死罪があるから21条の存在意義がある

刑法の考え方

- ・ 医療を刑事罰から除外できない
(病院での殺人も捜査できなくなる)
- ・ 警察としては医療を刑事罰から除外しない限り医療を21条から除外できない

**21条の罰則を削除すべき
と主張するのが現実的**

- ・ 死体を解剖して異状を認めたとき警察へ届け出る義務には罰則がない (死体解剖保存法11条)
- ・ 公務員の告発義務には罰則がない
- ・ 医師法19条 (応召義務等) の罰則は戦後、削除された

現場からの医療改革推進協議会

厚労省への対案をつくります

シンクネットによって

岩瀬博太郎 (千葉大学法医学 教授)
戸矢理衣奈 (元患者家族、株式会社IRIS 代表取締役)
海野信也 (北里大学産婦人科 教授)
中田善規 (帝京大学麻酔科 医療情報システム研究センター所長)
大嶽浩司 (マッキンゼー・アンド・カンパニー コンサルタント)
中西淑美 (大阪大学コミュニケーションデザインセンター講師・看護師)
小原まみ子 (亀田総合病院 内科部長)
中村利仁 (北海道大学社会医療管理学講座 助手)
上 昌広 (東京大学医科学研究所 客員准教授)
中村芳彦 (法政大学法科大学院 教授)
亀田信介 (亀田総合病院 院長)
西田幸二 (東北大学眼科 教授)
児玉有子 (東京大学医科学研究所 リサーチフェロー・看護師)
濱木珠恵 (府中病院輸血科 医員)
小林一彦 (JR東京総合病院血液内科 医長)
林 良造 (東京大学公共政策大学院 教授)
阪井裕一 (国立成育医療センター手術・集中治療部 部長)
松村有子 (東京大学医科学研究所 助手)
鈴木 真 (亀田総合病院産婦人科 部長)
宮川祥子 (慶應義塾大学看護医療学部 准教授)
竹内賢吾 (癌研究所病理部 研究員)
森 勇介 (大阪大学大学院工学研究科 准教授)
田中祐次 (患者団体代表、NPO法人ももの木理事長)
森澤雄司 (自治医科大学感染管理学 准教授)

医療事故
ワーキンググループ

敬称略